

建設従事者のアスベスト問題の早期救済・解決を求め
る意見書

アスベストを大量に使用したことに起因するアスベスト（石綿）被害は多くの労働者、国民に広がっています。現在でも、建物の改修、解体に伴いアスベストの飛散が発生し、労働者や住民に被害が拡大している公害です。東日本大震災で発生した大量のガレキ処理についても被害の拡大が懸念されています。

欧米諸国は製造業の従事者に多くのアスベスト被害者が出していますが、日本では、建設業就業者に多くのアスベスト被害者が生まれています。それはアスベストのほとんどが建設資材として使用され、そして国が、建築基準法などで不燃化、耐火工法として、アスベストの使用を推進したことに大きな原因があります。

特に建設業は重層下請け等多くの現場に従事することから、労災に認定されることに困難が伴い、さらには多くの製造業で支給されている企業独自の上乘せ補償もありません。

また、多くの被害者の高齢化に伴う病状の進行を考慮すれば、被害者救済の速やかな対処が求められます。

よって、建設アスベスト被害者とその遺族が生活できる救済の実施とアスベスト被害の拡大を根絶する対策及びアスベストの拡散を防止する対策を直ちにとり、アスベスト問題の早期の解決をはかるよう国に要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年9月26日

袖ヶ浦市議会議長 渡辺 盛

内閣総理大臣 安倍 晋三 様

厚生労働大臣 田村 憲久 様

経済産業大臣 茂木 敏充 様

環境大臣 石原 伸晃 様